

（４）基礎控除の改正

- ・基礎控除額が１０万円引き上げられます。
- ・合計所得金額が２，４００万円を超える場合は段階的に引き下げられ、２，５００万円を超える場合は適用外となります。

合計所得金額	控除額
２，４００万円以下	４３万円
２，４００万円超 ２，４５０万円以下	２９万円
２，４５０万円超 ２，５００万円以下	１５万円
２，５００万円超	０円

（５）調整控除の改正

- ・合計所得金額が２，５００万円を超える場合は適用外となります。

合計所得金額	控除額（計算方法）
２，５００万円以下	○課税標準額（合計課税所得金額）が２００万円以下の場合 次のいずれか少ない金額×５％（市民税３％・県民税２％） ・人的控除額の差の合計額 ・市・県民税の課税標準額 ○課税標準額（合計課税所得金額）が２００万円超の場合 （人的控除の差の合計額－（市・県民税の課税標準額－２００万円））×５％ ※ただし、当該金額が２，５００円を下回る場合は２，５００円
２，５００万円超	０円